

# 石狩市観光デジタルマップ及びパンフレット等制作業務委託 仕様書

## 1. 業務委託名称

石狩市観光デジタルマップ及びパンフレット等制作業務委託

## 2. 業務の目的

本業務では、市内全域を対象とした「観光デジタルマップ（以下「デジタルマップ」という。）」を制作し、地域で活動している「ヒト」、鮮度の良い農水産物などの「モノ」、美味しい食事や非日常を体験できる「コト」など、市のあらゆる観光情報（点情報）が集積するプラットフォームを創出する。

また、観光パンフレット「石狩宝自慢」の制作から10年以上が経過していることから、観光ニーズの変化等に対応するとともに、周遊を促すモデルコース等の観光情報（線情報）を盛り込んだ観光パンフレットへ全面改訂を行う。

さらには、新たに制作するデジタルマップや観光パンフレットはもとより、既存のプロモーションツールを集約した“本市の観光情報の窓口”となる特設ページを制作し、各ツールを有機的に連携することで、観光コンテンツ（点・線情報）を面的に発信することにより、効果的な観光プロモーションを行う。

## 3. 履行場所

石狩市役所 本庁舎

## 4. 委託期間

契約締結日 から 令和5年3月31日（金）までとする。

## 5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市役所で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6. 基本条件

### (1) デジタルマップ

#### ①概要

観光施設や飲食店等の観光スポットを地図上に表示し、名称や写真、連絡先、営業時間等の施設概要を掲載する。また、各施設のホームページやSNS等とのリンク、目的地検索やルート案内機能との連携などにより、旅マエにおける旅行計画に係る利便性の向上を図る。

また、スマートフォン等のGPS機能によりマップ上に現在地が表示されることから、土地勘がない観光客でも周辺情報が一目でわかるようになることで、旅ナカにおける市内周遊の促進を図る。

#### ②基本仕様

##### ・主な対象

国内観光客をメインターゲットとする。

なお、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要の復興を見据え、外国人観光客の活用も見据えるとともに、公共施設等の生活

- 情報を併せて掲載することで、市民も対象に加える。
- ・対象エリア 市内全域
  - ・掲載情報 観光施設や飲食店等の観光情報、公共施設等の生活情報
  - ・掲載スポット数 約 300 スポットを想定
  - ・スポット情報 名称、写真、概要、住所、連絡先、営業時間、URL など
  - ・言語 日本語及び英語の 2 か国語
  - ・形式 ウェブ形式（アプリ形式は不可）
  - ・機能
    - ・GPS 機能を活用し、利用者の現在地情報がマップ上に表示される仕様であること。
    - ・スポット情報にピクトグラムの表記を設けること。  
（ピクトグラムは、JIS 規格又は ISO 規格のほか、いしかり地産地消の店推進協議会加盟店など、オリジナルの図記号を設けることを想定（デザイン費用を経費に含むこと）。）
    - ・デジタルマップの運用管理を行うに当たり、委託者の方で情報更新等の軽微な修正が簡易にできる仕様であること。
  - ・その他
    - ・デジタルマップの運用に必要なサーバー環境等は、受託者が用意すること。

### ③制作方針

- ・マップやアイコン、ピン等にイラストや写真を用いることで、利用者の興味関心を高揚させるデザインとすること。
- ・利用者が快適に操作できるように、機能に工夫を凝らすこと。
- ・デジタルマップ運用後の発展的な活用手法を見込むこと。

## (2) 観光パンフレット

### ①概要

観光施設・自然・歴史・文化・食・特産品などの観光資源の魅力を発信するとともに、モデルコース、観光施設間の距離や位置関係等を示す工夫を設けることで、観光客の誘致及び市内周遊の促進を図る。

### ②基本仕様

- ・主な対象 札幌圏のドライブ観光客をメインターゲットとする。
- ・対象エリア 市内全域
- ・掲載情報 観光名所や飲食店、特産品、イベント、体験スポット等
- ・言語 日本語
- ・サイズ、紙質等 サイズ、紙質及び綴じ方は、提案事項とする。
- ・ページ数 24 ページ以上
- ・印刷 フルカラー
- ・印刷部数 30,000 部
- ・配布場所
  - ・市内公共施設や観光施設、飲食店
  - ・札幌圏域の観光案内所や道の駅等の観光施設
  - ・市内外で行われる物産展等のイベント、旅行商談会等
- ・納品
  - ・納品先は、市内 5 施設を想定（石狩市役所本庁舎、厚田支所、浜益支所、石狩市観光センター、道の駅石狩「あいろーど厚田」）
  - ※送料を経費に含むこと。

### ③制作方針

- ・「見たい、食べたい、体験したい」など実際に行きたくなるように、観光資源の魅力を伝えることができる内容とすること。
- ・紙面における記事やキャッチコピー等は、多くの人を受け入れやすい表現を心がけること。
- ・写真やイラスト、レイアウトに工夫を凝らし、思わず手に取ってみたいくなるデザインとすること。
- ・来訪者の周遊を促し、満足度の向上や滞在時間の延長を図るための工夫を設けること。
- ・読み手が得たい情報を探しやすいように工夫を設けること。

### (3) 特設ページ

#### ①概要

本市では、多様なプロモーションツールを有しているものの、これらは個別に情報発信していることから、新たに制作するデジタルマップやパンフレットはもとより、各種ツールを集約した特設ページを制作（設計・デザイン）し、それぞれのツールを有機的に連携することで観光コンテンツを面的に発信することにより、効果的な観光プロモーションを行う。

#### ②基本仕様

##### ・基本構成

##### [特設ページトップ]

デジタルマップを基軸にプロモーションツールを集約し、市内全域に関する観光情報を面的に発信する“本市の観光情報の窓口”として、観光客が旅行を計画するに当たり、はじめに行きつくページになるとともに、知りたい情報に的確にアクセスできるページとすること。

##### [下層ページ]

パンフレットに準じた内容のページとすること。

- ・データ形式
- ・データ規格

\*.AI / \*.EPS（現時点の想定であり、別途協議して決定すること）レスポンスデザインとするため、パソコン及びスマートフォン用の両データを制作すること。

##### ・制作ページ

- ・パソコン 1,920 ピクセル
- ・スマートフォン 750 ピクセル
- ・トップページ 1枚
- ・下層ページ 5枚以上

- ・言語
- ・その他

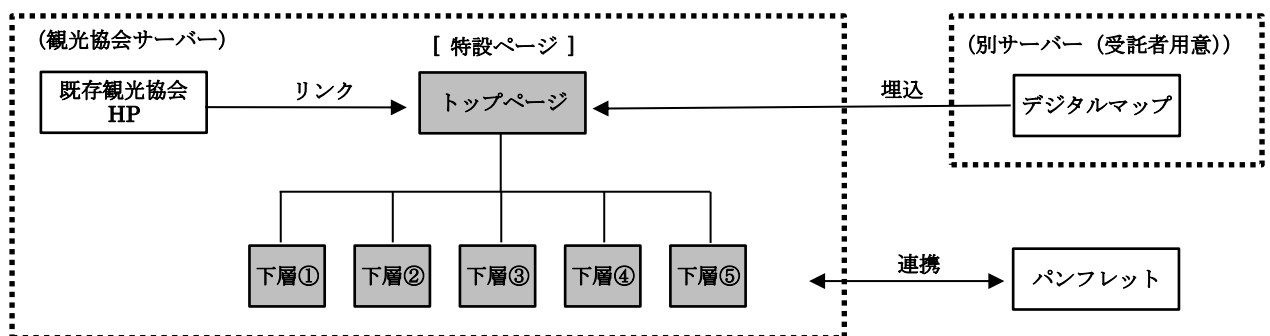
日本語

- ・制作したページは、観光協会のサーバーに格納し、運用や保守管理は同協会が行う。
- ・観光協会のサーバーに格納するウェブページは、同協会が独自に構築・運用していることから、本業務内ではウェブページの構築作業は含まず、デザインの制作及びデータ納品までを行うこと。

#### ③制作方針

- ・“本市の観光情報の窓口”として、利用者の観光意欲を高揚させるようなデザインにするとともに、利用者が知りたい情報を的確に得られるように、階層やレイアウト、掲載内容等に工夫を凝らすこと。
- ・新たに制作するデジタルマップやパンフレットに加え、観光プロモーション映像や SNS 等の既存のプロモーションツールと連動させる工夫を設けること。

#### ○参考イメージ



※特設ページに関しては、網掛け部のデザイン制作及びデータ納品を行うこと。

## 7. 業務内容

- (1) デジタルマップ及びパンフレットの制作に必要な企画、取材、撮影、ライティング、翻訳、デザイン、校正、編集、製本、納品等を行うこと。  
なお、掲載する写真は、パンフレットに関するものは原則として受託者が新たに撮影したものを使用すること。デジタルマップに関するものは、新たに撮影するもののほか、委託者と協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に発生する費用は、受託者が負担すること。
- (2) 特設ページのデザインデータを制作し、納品すること。
- (3) 被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請やモデルの手配等、制作に附随する必要な業務を行うこと。なお、それに伴う費用は受託者が負担すること。
- (4) 制作したデジタルマップや特設ページ等の利用を促進するための取組を行うこと。

## 8. 成果品

下記のとおり成果品を納品すること。

- (1) デジタルマップ           データ等   一式（ファイル形式は、別途協議して決定すること）
- (2) パンフレット            ・冊子   30,000部  
                              ・印刷データ   一式（PDF）  
                              ・パンフレットに用いた写真及びイラストデータ   一式（画像データ）
- (3) 特設ページ             データ   一式（ファイル形式は、別途協議して決定すること）

## 9. 注意事項

- (1) 受託者は、石狩市個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品に加え、受託者が撮影・作成し成果品に使用した写真やイラスト等の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、本市の許可無くほかに公表、貸与、使用、複写及び漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。